大気汚染防止法•沖縄県生活環境保全条例(大気)

届出の手引き

(Ver 2.4)

(大気汚染防止法の一般粉じん発生施設関係抜粋)

平成 28 年 4 月

沖縄県環境部環境保全課

目 次

1. はじめに
2. 定 義3) 粉じん4) 一般粉じん発生施設等
3. 届出を要する施設 3) 大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設
7. 粉じん発生施設に係る規制について
11. 届出について4
12. 計画変更等の命令等5
13. 届出に係る事務の流れ

1 はじめに

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる公害のうち大気汚染については大気 汚染防止法(以下「法」という。)で規制を行っている。また本県においては沖縄県生活環境保全 条例(以下「条例」という。)による規制も行っている。

法及び条例は、事業活動に伴って発生する「**ばい煙」、「粉じん」、「揮発性有機化合物」**の 排出を規制すること等により、住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的と している。

また、法及び条例では、ばい煙、粉じん、揮発性有機化合物を排出、又は発生する施設等の種類と規模を定めて「ばい煙発生施設(法、条例)」、「一般粉じん発生施設(法、条例)」、「特定粉じん発生施設(法)」、「特定粉じん排出等作業(法、条例)」、「揮発性有機化合物排出施設(法)」とし、それらの施設等に関する各種の届出を義務づけており、ばい煙、揮発性有機化合物の排出基準、一般粉じん等施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、特定粉じんの飛散防止のための作業基準等が定められている。

2 定 義

3) 粉じん

「粉じん」とは、法第2条第8項及び条例第2条第1項第6号に規定する、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。「特定粉じん」とは、法第2条第9項及び条例第2条第7号に規定する、粉じんのうち石綿その他の人の健康に係る被害を発生する恐れがある物質をいい「一般粉じん」(法第2条第10項及び条例第2条第8号)とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

4) 一般粉じん発生施設等

工場又は事業場に設置される施設で、一般粉じんを発生させるもののうち、その施設から排出される一般粉じんが大気の汚染の原因となるものを「一般粉じん発生施設(法第2条第10項及び条例第2条第9号)」という。一般粉じん発生施設は**令別表第2、規則別表第**2に示す施設が該当する。

3 届出を要する施設と規制物質

3)表 2-1 大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設

(令別表2)

		項	j	施設の種類	施設の規模	規制基準	
	一般粉じん発生施設	1	コークス炉		処理能力が50t/日	施設の構造並びに使 用及び管理に関する	
大		2	鉱物又は土石の堆 積場	コークスを含み、石綿を除く	面積1,000㎡以上	基準	
大汚染防止法		- 3	ベルトコンベア・ バケットコンベア	鉱物、土石又はセメントの用に供するものに 限り、密閉ものを除く	ベルト幅75cm以上又はバケット内容積0.03m³以上		
		4	破砕機・摩砕機	鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに 限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く	原動機の定格出力75KW以上		
	設	5	ふるい	鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに 限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く	原動機の定格出力15KW以上		

^{※「}項」は大気汚染防止法施行令別表第1別表第2の項番号です。

①堆積場

- ※ 「鉱物」とは鉱業法第3条第1項に規定されているもののほか、ボーキサイト、岩塩等の外国産の鉱物、コークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、 化学石こう、カーバイド等を含む。
- ※ 堆積場が区画されている場合であっても連続しているものは一施設とする。二種類以上の鉱物または土石が区画して堆積される場合であっても連続しているものは一施設とする。
- ※ 「岩石」とは、採石法第2条に規定されているものをいう。
- ※ 「土石」とは、「鉱物」又は「岩石」以外のものをいい、コンクリートがら等を含む。
- ※ 建設現場などで長期にわたって使用する「堆積場」は原則として届出対象となる。

②破砕機等

- ※ 密閉構造とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えば、バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、あるいは挿入口、排出口に続き施設の担当部分がカバーされているものが該当する。
- ※ ベルトコンベアーの場合は、ホッパー、破砕機等の施設で区切られ、定置された一連のコンベアー単基の集合を全体として一施設とする。

6) 適用除外(法第27条第1項)

・電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定する ガス工作物又は鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化合 物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設(以下「ばい煙発生施設等」という。)において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質、 揮発性有機化合物、一般粉じん又は特定粉じん(以下「ばい煙等」という。)を排出し、又は飛散させる者については、各々の法律に基づき届出を行 うこととなる(大気汚染防止法の届出の対象外)。

7 粉じん発生施設に係る規制について

1) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設に係る規制は、一般粉じん施設の構造並びに使用及び管理の基準として定められており表 9-1(法律)、表 9-2(条例)に示すとおりである。

表 9-1 法律による一般粉じん発生施設の構造等に関する基準 (法施行規則別表第6)

表 9-1 法律による一般制	分じん発生施設の構造等に関する基準 (法施行規則別表第6)
1. 令別表第2の1の	1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じ
項に掲げる施設	ん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置
(コークス炉)	して行うこと。
	2. 窯出し作業はガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉
	じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果
	を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の
	走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等
	によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、
	防じんカバー等を設置して行うこと。
	3. 消化作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上
	の効果を有する装置を設置して行うこと。
2. 令別表第2の2項	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、
に掲げる施設	次の各号の1に該当すること。
(鉱物又は土石の堆	1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
積場)	2. 散水設備によって散水が行われていること。
	3. 防じんカバーでおおわれていること。
	4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。
	5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3. 令別表第2の3の	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬す
項に掲げる施設	る場合は、次の各号の1に該当すること。
(ベルトコンベア及	1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
びバケットコンベア	2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並
)	びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれ
	のある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。
	3. 散水設備によって散水が行われていること。
	4. 防じんカバーでおおわれていること。
	5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4. 令別表第2の4及	次の各号の1に該当すること。
び5に掲げる施設	1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
(破砕機、摩砕機、	2. フード及び集じん機が設置されていること。
ふるい)	3. 散水設備によって散水が行われていること。
	4. 防じんカバーでおおわれていること。
	5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

11 届出について

届出は、その施設の規模等によって大気汚染防止法に該当する場合は法律の様式を用い、県生活環境保全条例に該当する場合は条例の様式で届出する。

表 10

	届出の種類	届出の期限	届出の様式	添 付 書 類	提出先
_	設置の届出	(法律・条例)	(法律)	1. 一般粉じん施設の構造概要図(カタ	(法律)
般		設置前	一般粉じん発生施設設置(使用	ログ等)	管轄保健所に正
粉	経過措置に伴う届出	(法律・条例)	、変更)届出書	2. 一般粉じん飛散防止のための装置構	本に写しを1部
じ		届出を要する施設となった日	(条例)	造概要図	添えて提出。
ん		から30日以内	一般粉じん発生施設設置(使用	3. 事業場内の施設及び建物配置図	
発	構造等変更の届出	(法律・条例)	、変更)届出書	4. 付近の見取図及び所在地を示す縮尺	(条例)
生		変更前		5万分の1の地形図	管轄保健所に正
施				5. 一般粉じんの発生、処理に係る操業の	本に写しを1部
設				系統の概要	添えて提出。

	届出の種類	届出の期限	届出の様式	添 付 書 類	提出先
ば	氏名・名称・住所・所	(法律・条例)	(法律)氏名等変更届出書		(法律)
٧١	在地変更の届出	変更の日から30日以内	(条例)氏名等変更届出書		管轄保健所に正
煙					本に写しを1部
・一般粉じん・V	使用廃止の届出	(法律・条例) 廃止の日から30日以内	(法律)ばい煙発生施設(一般 粉じん発生施設、揮発性有 機化合物排出施設)使用廃止 届出書 (条例) ばい煙発生施設(一 般粉じん発生施設、汚水等 排出施設)使用廃止届出書		添えて提出。 (条例) 管轄保健所に正 本に写しを1部 添えて提出。
О	承継の届出	(法律・条例)	(法律) ばい煙発生施設(一		
С		承継のあった日から30日以	般粉じん発生施設、揮発性		
共		内	有機化合物排出施設)承継届		
通			出書		
			(条例)承継届出書		
条	公害防止担当者(代理者)	(条例)	(条例)		
例	選任(死亡、解任)の届出	選任(死亡、解任)した日から	公害防止担当者(代理者)(選		
		30 日以内	任、死亡、解任)届出書		

12 計画変更等の命令等

表 11

		勧告・命令の基準	勧告・命令の内容	罰 則
発生施設	基準適合命	施設が構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守 しないと認められる場合。	施設の構造並びに使用及び管理に関する基準に従うべきこと、又は施設の使用の一時停止。	法律:6月以下の懲役又は50万 円以下の罰金 条例:6月以下の懲役又は50万 円以下の罰金

- 13 届出に係る事務の流れ
- (1) 大気汚染防止法に係る届出
 - ②一般粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業の実施の届出関係

事業場 設置(使用、変更)届 保健所

①と同じく、設置(使用、変更)届出は、正本及びその写しの2部、提出する必要があります。また、二以上の一般粉じん発生施設は、①のばい煙発生施設等と同じく①のどちらにもあてはまる場合、その種類ごとに1つの届出書で届出ができます。

一般粉じん発生施設及び特定粉じん排出等作業実施の届出の場合は、受理書の発行はありません。